

明監報第4号

市民・健康部定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)3月27日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 松 井 久美子

同 楠 本 美 紀

市民・健康部定期監査の結果について

I 監査の対象

市民・健康部

国民健康保険課 長寿医療課 地域医療課 健康推進課 市民課
斎場管理センター 大久保市民センター 魚住市民センター
二見市民センター

II 監査の期間

平成29年1月5日から平成29年3月27日まで

III 監査の範囲

平成28年10月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

市民・健康部各課から予算の執行状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) その他

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置

を講じられたい。

また、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

1 斎場管理センターにおける物品の在庫管理について

斎場管理センターでは、葬儀の際などに必要となる棺、骨つぼ及び位牌等約80種類の物品（以下「諸用品」という。）を喪主の希望に応じて販売している。このように、多数の諸用品を常時保管していることから、今回の定期監査では、在庫管理が適切に行われているかを重点的に調査した。

調査は、予備監査時点における現物の在庫数と諸用品の在庫管理台帳（以下「台帳」という。）上の在庫数とが一致するか、納品確認をどのように行っているか、業者に預けている諸用品の入出庫数が台帳に適切に記載されているかなどを着眼点として実施した。

調査では、現物の在庫数と台帳上の在庫数とが一致するかを確認したが、一致しなかった。その原因として、台帳や納品書等において、同一の諸用品でも大きさや色により複数の種類があるにもかかわらず同一の名称が使用されているものがあること、台帳の区分が複雑になっていること、台帳について、業者に預けている諸用品の出庫数を適切に記載できる様式になっていないことなどが考えられる。

適切な在庫管理を行うため、同一の諸用品については名称を統一することをはじめ、納品から出庫、販売までの一貫した在庫管理の仕組みを構築されたい。

市民・健康部行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていないが、公金と同様、適正に管理されていなければならないが、管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成29年1月5日から平成29年3月27日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、市民・健康部各課の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

市民・健康部で取り扱っている準公金のうち、国民健康保険課 1 件、市民課 1 件、斎場管理センター 1 件、大久保市民センター 3 件、魚住市民センター 2 件及び二見市民センター 4 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。